

改正後の条例における第2章「障害者の福祉の推進」に規定する事項

資料

現行の規定	前回（第6回）の提案	今回の提案	見直しの考え方
<p>（啓発及び情報の提供） 第二十一条 県は、県民が障害者について理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。</p> <p>2 県は、障害者の自立と社会経済活動への参加の促進に関し、障害者に対し、障害の種別に応じた適切な情報の提供を行うよう努めるものとする。</p>	<p>項目名：啓発及び交流 主 体：県</p> <p>県民の障害に関する理解の不足から生じる社会的障壁を除去し、障害者と障害者でない者の相互理解を促進するため、啓発活動及び交流の機会の提供その他必要な施策を講ずる。</p> <p>(削除)</p>	<p>項目名：啓発及び交流 主 体：県</p> <p>県民の障害に関する理解の不足から生じる社会的障壁を除去し、障害者と障害者でない者の相互理解を促進するため、啓発活動、交流の機会の提供その他必要な施策を講ずる。</p> <p>(削除)</p> <p>具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者週間や世界自閉症啓発デーなどの啓発 ・ 精神保健福祉大会や障害者主張大会などの開催 ・ 高次脳機能障害支援センターによる研修等の実施 ・ 幼稚園等と障害児施設等との相互訪問の実施 	<p>相互理解を促進するための啓発や交流の促進 障害に対する理解及び関心の欠如、障害に関する知識の不足などが原因で、障害者への偏見や差別が生じる場合がある。このため、障害に関する理解の促進を図るための広報活動や交流の機会の提供、障害者の権利擁護に関する制度の周知などの施策を講じることが必要である。</p> <p>県からの情報提供は、ユニバーサルデザイン化が進んでおり、今後も障害者に対して、より適切な情報提供が進められることが見込まれるため、規定として残す必要性が薄れている。</p> <p>《委員意見等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の特性を一般の人が理解を深めてほしい。 ・ 障害者の権利を守る制度等についても啓発や広報が必要である。
<p>（医療） 第十条 県は、障害者の心身の状況に応じた治療、リハビリテーションその他の医療が提供されるよう努めなければならない。</p> <p>2 県は、医療機関等と連携を図り、障害の原因となる傷病の早期発見及び早期治療の推進その他必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>項目名：医療 主 体：県</p> <p>障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じた治療、リハビリテーションその他の医療が提供されるよう努める。</p> <p>市町村及び医療機関と連携を図り、障害の原因となる傷病の早期発見及び早期治療の推進その他必要な施策を講ずる。</p>	<p>項目名：医療 主 体：県</p> <p>障害者の心身の状況に応じた治療、リハビリテーションその他の医療が提供されるよう努める。</p> <p>市町村及び医療機関と連携を図り、障害の原因となる傷病の早期発見及び早期治療に資する施策その他必要な施策を講ずる。</p> <p>具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域リハビリテーション提供体制の整備 ・ 難病患者ホームヘルパーの養成 ・ 在宅難病患者への福祉サービスの充実 ・ うつ病予防のための啓発 ・ 作業療法士等の資質向上のための研修 ・ 精神科救急の24時間体制の運用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 先天性代謝異常検査等の実施 ・ 乳幼児等に関する広域的、専門的な相談機能の充実 	<p>適切な医療提供 障害者に対する医療は、障害者の心身の状況に応じた適切な医療が提供されることを基本としなければならない。また、ライフステージに照らした一貫性のある対策や社会復帰を図るためのリハビリテーションの充実を図ることが必要である。</p> <p>早期発見、早期治療の推進 障害の原因となる傷病を早期に発見するため、先天性代謝異常検査や乳幼児検診などの検査体制の充実を図るとともに、市町村や医療機関と連携して、様々な検診を通して障害の原因の診断、相談、療育等を進めることが必要である。</p> <p>《委員意見等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児検診による早期発見の重要性が書かれているが、成人に対する検診により自閉症などの症状が判明する場合がある。乳幼児期の検診のみ注視する内容でなくてもよいのではないかと。 <p>《関係課意見等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法第1条の2の規定により、医療の提供は「医療を受ける者の心身の状況に応じて行われる」としているため。

改正後の条例における第2章「障害者の福祉の推進」に規定する事項

資料

現行の規定	前回（第6回）の提案	今回の提案	見直しの考え方
<p>(教育)</p> <p>第十一条 県は、障害者がその年齢、能力並びに障害の種別及び程度に応じ、適切な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の充実その他必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 県は、障害者に対する理解と思いやりのある児童等を育成するための福祉教育を推進するよう努めなければならない。</p>	<p>項目名：教育 主 体：県</p> <p>障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実その他必要な施策を講ずる。</p> <p>障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を<u>促進する。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>項目名：教育 主 体：県</p> <p>前回と同じ</p> <p>障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を<u>促進するよう必要な施策を講ずる。</u></p> <p><u>障害者に対する理解と思いやりのある児童等を育成するため、福祉教育（地域の人材を活用した福祉に関する講話などを通じて他者を思いやる心を育成する教育をいう。）を推進するよう必要な施策を講ずる。</u></p> <p>具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援ファイル、個別の教育支援計画、個別の指導計画の活用促進 ・障害のある子どもを受け入れる幼稚園への助成 ・専門性の高い教員の計画的な養成 ・全教員を対象とした特別支援学校教諭免許状保有率の向上 <p>・特別支援学校と小中学校等との学校間の交流及び共同学習の計画的な実施</p> <p>・福祉読本や福祉講話の実施</p> <p>・保育所等と障害児施設等との相互訪問の実施</p>	<p>適切な教育の場の提供 障害者が生き生きと個性を發揮し、自身の能力や特性を伸ばしていくためには、適切かつ十分な教育や学習の場を用意するとともに、インクルーシブ教育を推進することが必要である。</p> <p>交流及び共同学習の推進 障害者と障害者でない者の相互理解を促進し、共生社会を実現するためには、県民が障害について正しく理解することが大切であり、幼児の段階から相互に交流し、又は共同学習を進めることが必要である。</p> <p>福祉教育の推進 共生社会を実現するため、福祉講話等を推進し、子どもたちの障害に関する理解を深め、次代を担う子どもたちの他者を思いやる心を育成することが必要である。</p> <p>《委員意見等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉教育の推進に関する規定は山梨県独自の規定になる。 ・交流及び共同学習は支援学校が主体で、福祉教育は小中学校が主体である。福祉教育の規定を外すと片手落ちとなることもあり、福祉教育の推進の規定は残すべきである。 <p>《関係課意見等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害の特性を踏まえた教育については、「合理的配慮」の観点が必要。 ・障害者基本法の趣旨を活かした表現に努める。
<p>(就業機会の確保等)</p> <p>第十二条 県は、障害者がその能力に応じて適当な職業に就くことができるようにするため、職業能力の開発及び向上の促進、就業の機会の確保その他必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>項目名：雇用及び就労 主 体：県</p> <p>障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就業の</p>	<p>項目名：雇用及び就労 主 体：県</p> <p>前回と同じ</p>	<p>多様な就業の機会の確保等 障害者が地域で自立した生活を送るためには、就労により経済的な基盤を確保することが望ましい。このため、働く意欲のある障害者が自分で職業を選択し、その適性と能力に応じた就労の場を確保することが必要である。</p> <p>また、障害者の雇用を進めるうえで、大切な職業</p>

改正後の条例における第2章「障害者の福祉の推進」に規定する事項

資料

現行の規定	前回（第6回）の提案	今回の提案	見直しの考え方
	<p>機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講ずる。</p> <p>障害者の雇用及び就労について、事業主の理解を高めるとともに、<u>障害者の職場定着を促進するために必要な施策を講ずる。</u></p>	<p>障害者の雇用及び就労について、事業主の理解を深めるとともに、<u>障害者の雇用及び就労を促進するため、障害者の優先雇用その他の必要な施策を講ずる。</u></p> <p>具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援A型事業所の整備促進 ・パソコンを使った職業訓練の充実 ・精神障害者社会適応訓練事業の実施 ・山梨県障害者技能競技大会の実施 <p>・障害者雇用促進キャンペーンの実施</p> <p>・山梨県職員採用選考（身体障害者対象）の実施</p> <p>・障害者雇用安定促進助成金の浸透</p> <p>・障害者就業・生活支援センターを拠点に職場定着を促進</p>	<p>相談や職業訓練などは障害者の個々の特性に配慮したものでなければならない。</p> <p>就労後の職場環境の整備 法で定める障害者雇用率が守られていない現状は憂慮すべき事態であり、障害者の雇用に関する事業主等の理解を深めることが必要である。 また、障害者が就労した後、長く務めることができるよう、職場環境の整備を促進するなど、障害者の自立と社会参加を推進するための取組を進めることが必要である。</p> <p>《委員意見等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の就労機会が少ない。また、就労しても賃金が安いなど問題がある。 ・障害者雇用率の遵守について規定してほしい。 <p>《関係課意見等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見直しの考え方に「長く務める」とあるが、「働き続ける」という表現がよいのではないか。 ・見直しの考え方に「職場環境の整備の促進」に言及しているので、その旨を条文に規定してほしい。
<p>（相談） 第十三条 県は、障害者に関する福祉、医療、教育等の相談業務を総合的に行うための諸条件の整備に努めなければならない。</p> <p>（施設の整備） 第十四条 県は、障害者の障害の種別及び程度に応じ、社会福祉施設等社会福祉事業に係る施設が総合的に整備されるよう努めなければならない。</p> <p>（在宅障害者への支援） 第十五条 県は、障害者が安心して居宅における日常生活を営むことができるようになるために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>（福祉従事者の確保） 第十七条 県は、障害者の福祉に関し専門的知識又は技能を有する者の養成及び確保に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>（削除）</p>	<p>項目名：障害福祉サービスの充実 主 体：県</p> <p><u>障害者が地域において安全に、かつ、安心して生活できるようにするため、広域的な見地から障害福祉サービス（障害者総合支援法第5条で定める障害福祉サービスをいう。）の充実に必要な施策を講ずる。</u></p> <p>or</p> <p><u>障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援その他の必要な施策を講ずる。</u></p> <p>具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村窓口等における手話通訳の設置促進 ・ピアサポーターの育成 ・高次脳機能障害者支援センター等の相談体制の充実 	<p>現行条例に規定する、相談（第13条）施設の整備（第14条）在宅障害者への支援（第15条）福祉従事者の確保（第17条）については、障害者の自立と社会参加の促進ための規定であるが、これらの事項は、障害者総合支援法、障害者雇用促進法などに別途規定されており、法律に基づき施策を進めることで、条例の目的は十分達成できると見込まれるため、残す必要性は薄れている。</p> <p><u>地域移行を進めるための障害福祉サービスの充実</u> <u>障害者の地域移行を推進するためには、障害福祉サービスを充実することで、障害者が地域において安心して生活することができる環境をつくること</u><u>が必要である。</u></p> <p>《委員意見等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者、精神障害者に対する福祉サービスは重要事項 ・障害者本人等の意向や望む暮らしを最大限尊重すること、必要十分なサービス支給量が保障されていることなどを重視し、福祉サービスの充実につ

改正後の条例における第2章「障害者の福祉の推進」に規定する事項

資料

現行の規定	前回（第6回）の提案	今回の提案	見直しの考え方
		<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援従事者の養成 ・あけぼの医療福祉センター等の充実 ・障害児者施設整備費補助金等の活用によるグループホームの量的、質的な充実 ・訪問看護事業者の参入促進 ・同行援護サービスや行動援護を行う人材の育成 ・社会福祉士や介護福祉士等の人材の確保及び研修による資質向上の推進 ・福祉人材センターの充実 	<p>いて規定すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合支援法に規定しているから削除するのはどうか。地域移行を促進するために規定はあった方がよい。
<p>（障害者の自主的な活動の促進）</p> <p>第十六条 県は、障害者自らが障害者のために行う相談、生活指導その他の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。</p>	<p>削除</p>	<p>前回と同じ</p>	<p>この規定は、障害者が障害者を支援する取組を促進するもので、また、障害の種別を超えて、同じ障害者としての活動が積極的に行われることを期待している内容である。</p> <p>制定から20年あまりが経過する中で、障害者が自ら積極的に社会参加する風潮は十分浸透している。また、福）山梨県障害者福祉協会が設立され、障害の種別を超えて様々な取組を進めており、この規定の趣旨は十分実現している。</p> <p>このため、規定として残す必要性が少ない。</p>
<p>（ボランティア活動）</p> <p>第十八条 県は、すべての県民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、障害者の福祉に関するボランティア活動を実践することができるような環境を醸成するよう努めなければならない。</p>	<p>削除</p>	<p>前回と同じ</p>	<p>この規定は、ボランティア活動を通して障害者への理解を促進するとともに、ボランティア人口の拡大を図ることを趣旨としている。</p> <p>条例施行後、県では「県民ボランティア運動推進のための指針(H11.4)」「NPOとの協働を推進するための基本方針(H15.11)」を定め、障害福祉も含めたボランティア活動を実践することができる環境の醸成を進めており、この規定の趣旨は十分実現している。</p> <p>このため、規定として残す必要性が少ない。</p> <p>《委員意見等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの気運が醸成された理由で条例から削除するのはどうか。ボランティア活動を実践するための施策の推進として、県も推進する姿勢である旨、規定として残しておいてはどうか。 <p>《関係課意見等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指針や方針は、あくまでボランティア・NPO活動や協働を推進するために提唱されたもので、義務を規定するものではない。

改正後の条例における第2章「障害者の福祉の推進」に規定する事項

資料

現行の規定	前回（第6回）の提案	今回の提案	見直しの考え方
<p>（公共交通機関の利用） 第十九条 県は、障害者が公共の交通機関を容易に利用することができるようにするために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>項目名：公共交通機関の利用 主 体：県</p> <p>障害者が公共の交通機関を安全に、かつ、安心して利用することができるようにするために必要な施策を講ずる。</p>	<p>前回と同じ</p> <p>具体的な取組 ・ノンステップバスの導入への助成 ・タクシー会社等のリフト付き車両導入への助成</p>	<p>公共交通機関の安全安心な利用促進 自動車運転しない障害者にとって移動手段となる、電車やバス、タクシーなど公共交通機関を安全に、かつ、安心（運賃の助成も含む）して利用できる環境は、障害者の自立と社会参加を促進するために重要である。</p> <p>《委員意見等》 ・障害者用駐車場の確保など具体的な取組が必要 ・障害者が利用する場合の運賃についての配慮</p>
<p>（文化活動等） 第二十条 県は、障害者が自主的かつ積極的に文化、スポーツ及びレクリエーションに関する活動に参加することができるようにするために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 県は、障害者の国際友好親善に資するための施策を推進するよう努めなければならない。</p>	<p>項目名：文化芸術活動 主 体：県</p> <p>障害者が障害の状態にかかわらず円滑に文化芸術活動、スポーツ、レクリエーション等に参加することができる機会を確保することその他の障害者の文化芸術活動等の推進に必要な施策を講ずる。</p> <p>前項の施策の策定及び実施に当たっては、障害者と障害者でない者が共に文化芸術活動等に参加することができる機会を積極的に提供することによって、その相互理解が促進されるよう必要な措置を講ずる。</p>	<p>項目名：文化芸術活動 主 体：県</p> <p>前回と同じ</p> <p>（削除）</p> <p>具体的な取組 ・障害者スポーツ指導員等の育成 ・障害者スポーツ指導員の派遣 ・各種障害者スポーツ大会への参加 ・障害者文化展等の実施</p>	<p>障害者の文化芸術活動の充実 障害者や障害者でない者が、地域において共に文化芸術活動やスポーツなどに親しむことができる環境を整備することは、相互理解を促進するとともに、障害者の生きがいとなり積極的な社会参加につながるため必要である。</p> <p>また、文化芸術活動を実施するにあたり、その計画から実施まで、障害者と障害者でない者が共に活動する機会を増やすことで、更なる相互理解の促進につながる。</p>
<p>なし</p>	<p>（なし）</p>	<p>項目名：円滑な意思疎通の確保 主 体：県</p> <p>障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者の意思疎通を仲介する者の養成その他必要な施策を講ずる。</p> <p>具体的な取組 ・点字即時情報ネットワーク事業の推進 ・交番等へのコミュニケーションボードの設置 ・手話通訳者等の養成及び資質向上の推進</p>	<p>多様なコミュニケーション手段の促進 障害の特性等に基づくコミュニケーション手段の選択と利用の機会が十分に確保されていないため、日常生活及び社会生活に支障をきたす障害者がいることを踏まえ、障害者自身が望むコミュニケーション手段により、情報が取得でき、意思表示ができ、意思疎通を行うことができる環境をつくる必要がある。</p> <p>《委員意見等》 ・4つの基本理念において、「意思疎通の確保」につながる施策が事務局からの提案にない。</p>

改正後の条例における第2章「障害者の福祉の推進」に規定する事項

資料

現行の規定	前回（第6回）の提案	今回の提案	見直しの考え方
なし	<p>項目名：防災 主 体：県</p> <p>県は、障害者が地域社会において安全に、かつ、安心して生活を営むことができるようにするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災に関し必要な施策を講ずる。</p>	<p>前回と同じ</p> <p>障害者が地域において安全に、かつ、安心して生活を営むことができるようにするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災に関し必要な施策を講ずる。</p> <p>具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂防堰堤等の建設について要配慮者利用施設等がある箇所から優先 ・避難所のバリアフリー化や福祉避難所の整備の促進 ・災害時こころのケアマニュアルの策定 	<p>災害その他の非常事態への対応 自力避難の困難な障害者に対し、防災対策の推進を図ることで、障害者が地域において安全安心に生活ができる環境を整備することは重要である。</p> <p>《委員意見等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時支援マニュアルを勘案した内容 ・県として市町村に対する支援が重要